紫波町ご当地めいすいくん
デザイン募集要項

1. 目的

現在紫波町では、公職選挙をより身近に感じていただき、特に若い世代の皆さまが投票に参加いただけるよう、周知や啓発に取り組んでいます。令和9年に執行する紫波町議会議員選挙をはじめとした今後の選挙に向けた啓発事業の一環として、明るい選挙推進のイメージキャラクターである「選挙のめいすいくん」に「紫波町」のイメージを組み合わせた「ご当地めいすいくん」を制作するにあたり、デザインを募集いたします。

「ご当地めいすいくん」は、各種選挙等における啓発事業に使用します。

2. 応募条件

（1） 応募対象者

次のいずれかに該当する方。

・紫波町にお住まいの方

・紫波町に通勤又は通学している方若しくはその子（子は未成年に限る。）

・デジタル紫波町民に登録している方又はその子（子は未成年に限る。）

ただし、未成年の方は必ず保護者の方の同意を得てから応募してください。

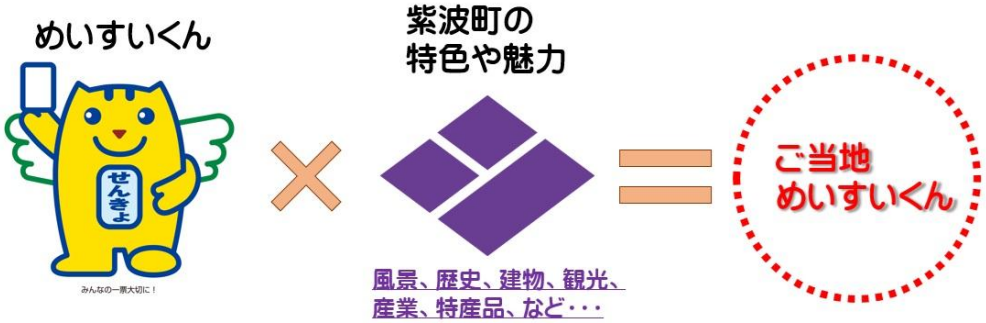
（2） 応募期間

令和８年11月２日（月）～令和９年１月19日（火） ※必着

（3） デザインのテーマ

「めいすいくん」に「紫波町をイメージさせるもの」を組み合わせたもの。

※組み合わせについては、「めいすいくん」に衣装を着せたり、紫波町をイメージさせるものを持たせたり、背景にするなど、組み合わせに制限はありません。



※全国で活躍している「ご当地めいすいくん」はこちらからご確認いただけます。

3. デザインの作成、応募方法

次のいずれかの方法によりデザインを作成・提出してください。

（1） 応募用紙で作成・提出する方法

・所定の応募用紙にデザインを記載してください。

※応募用紙は、ホームページからダウンロードするか、町選挙管理委員会や公民館等に備え付けの用紙を使用してください。

・作品には、色を付けてください。なお、色数は問いませんが、モノクロ、単色で使用する場合でもわかりやすいデザインとしてください。

・3㎝×3㎝以内のサイズに縮小しても視認性の高いデザインとしてください。

・作品は、応募用紙をスキャンして町ホームページの専用応募フォームから提出するか、提出先まで郵送又は持参により提出してください。なお、提出に要する費用は応募者の負担となります。

提出先：紫波町選挙管理委員会
〒028-3392
紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地1
窓口受付時間　9 時から 16 時まで（土日祝日は除く）

（2） 電子データで作成・提出する場合

・ファイル形式はJPG（またはJPEF）、PNG、PDFのいずれかとしてください。

・解像度 300dpi 以上としてください。

・作品に色をつけてください。なお、色数は問いませんが、モノクロ、単色で使用する場合でもわかりやすいデザインとしてください。

・大きさは自由ですが、3㎝×3㎝以内のサイズに縮小しても視認性の高いデザインとしてください。

・作品は、町ホームページの専用応募フォームから必要事項を入力のうえ提出してください。

4. 結果発表

選挙管理委員及び職員において選考を行い、次の方法により結果を発表します。

（1） 応募者への結果通知

応募者に対し、令和 9 年 3 月中旬をめどに参加賞と併せて通知します。

（2） 一般への公開

町ホームページ等において、採用作品の一般公開を行います。

（3） 採用者への表彰

採用者へ表彰を行います。

5. 留意事項

（1） 応募作品は応募者自身が創作（AI（人工知能）による生成作品は禁止とします。）し、国内外で未発表のもので、著作権、特許権、商標権等でその他の第三者の権利を侵害するおそれがないものに限ります。また、これらに関する紛争が生じた場合は、紫波町は一切の責任を負いません。

（2） 次の各項目に該当するものは審査の対象外となります。
ア 公序良俗に反するもの
イ 法令に違反する又は違反するおそれのあるもの
ウ 特定の主義、政治的主張又は宗教の普及を目的とするもの
エ 公共性に乏しいもの
オ 営利を目的としたもの

（3） 採用後であっても、これらの条件に違反していることが判明した場合、採用は無効になります。また、採用結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。

（4） 応募された作品・デザインは返却しません。

（5） 作品の応募にかかる郵送料や通信料などの費用は、全て応募者の負担になります。

（6） 応募の記載内容に虚偽が判明した場合は、決定後であっても採用を取り消す場合があります。

（7） 採用された作品・デザインは、紫波町において補正、加筆、修正して使用すること、単色印刷で使用することがあります。

（8） 採用された作品・デザインは、紫波町が作成する各種印刷物・ポスター等、ホームページなどの各種媒体で使用します。

（9） 応募者の個人情報は応募者の許可無く第三者に開示・提供しません。ただし、採用者は、採用作品とともに、氏名、作品の説明等を、町ホームページ等で公表いたします。

（10） 選考過程及び結果に関するお問合せには対応しかねます。

（11） 「選挙のめいすいくん」は公益財団法人明るい選挙推進協会の著作物です。選挙事業の目的で各選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会などの関係団体に限り利用が認められていますので、応募者による応募作品の利用にはご留意ください。

（12） 紫波町選挙管理委員会は、採用作品を選挙啓発事業に無償で利用できることとし、その詳細については作品採用後に作成する著作物の利用に関する承諾書に記載するものとします。

（13） 応募者は、作品を応募した時点で本募集要項の内容を全て了承したものとします。

6. 問い合わせ先

紫波町選挙管理委員会
Eメール　senkan@town.shiwa.iwate.jp

ホームページはこちら☞